

## 救急電話相談「#7119」が県内全域で始まります

救急車？病院？迷ったら「かながわ救急相談センター」へお電話を

救急電話相談「#7119」は、急な病気やけがの際に、24時間365日、看護師等が電話で相談に応じるサービスです。県内ではこれまで利用できる地域が横浜市内に限定されていましたが、11月1日(金曜日)から県内全域で「#7119」が利用できるようになります。

### 救急電話相談「#7119」とは

急な病気やけがで、「救急車を呼んだ方がいいのか」、「今すぐ病院に行った方がよいのか」などで迷った際に、ダイヤル#7119に電話いただくと、「かながわ救急相談センター」の看護師等が相談に対応します。

救急電話相談「2つの機能」

(1) 救急医療相談

看護師が病気やけがの状態を聞き取り、「緊急性のある症状なのか」や「すぐに病院を受診する必要があるか」等を判断します。相談内容から緊急性が高いと判断した場合には、救急車の要請等についてアドバイスします。

(2) 医療機関案内

相談員が、受診可能な医療機関を御案内します。

### 1 相談窓口の概要

相談窓口名称	かながわ救急相談センター	
相談窓口電話	＃(シャープ)ダイヤル	#7119
	直通ダイヤル	045-232-7119 または 045-523-7119
	聴覚障害者専用 FAX	045-242-3808(医療機関案内のみ)
事業開始日	令和6年11月1日(金曜日)午前0時から	
対象エリア	県内全域	
受付時間	24時間365日	
運営主体	神奈川県(コールセンターを設置し運営)	

## 2 その他

- ・ 緊急時は迷わず 119 番へ御連絡ください。
- ・ 相談料は無料ですが、通話料は相談者の負担となります。
- ・ 市外局番「042」の固定電話からは、# (シャープ)ダイヤルでなく、直通ダイヤルにお掛けください。
- ・ 電話回線工事の関係で、事業開始日の 11 月 1 日(金曜日)午前2時から午前4時(予定)のうち 10 分間程度、「#7119」及び「045-232-7119」のダイヤルが不通となる時間があります。電話が繋がらない場合は、「045-523-7119」へお掛けください。

(添付資料)

資料 かながわ救急相談センター( #7119)チラシ

## 問合せ先

---

神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課  
課長 渡邊 電話 045-210-4860  
医療整備グループ 山梨 電話 045-210-4784



# 救急車? 病院?

迷ったら...

まずは **かながわ救急相談センター** へお電話を

シャープ

# #7119

直通ダイヤル 045-232-7119  
045-523-7119

## 24時間・年中無休

看護師・相談員が対応

### 救急医療相談

緊急性や受診の  
必要性について  
アドバイス



### 医療機関案内

受診可能な  
医療機関の  
案内



※緊急時には119番へ通報してください。



# 令和6年11月から神奈川県全域で ☎️ **#7119** が利用できます

## #7119ってなに？

急な病気やけがをしたときに、「救急車を呼んだほうがいいのか」、「今すぐ病院に行ったほうがいいのか」などで迷った際に、電話でアドバイスを受けることができます

- 看護師が病気やけがの状態を聞き取り、緊急性を判断する「**救急電話相談**」
- 夜間・休日などに受診できる病院を案内する「**医療機関案内**」

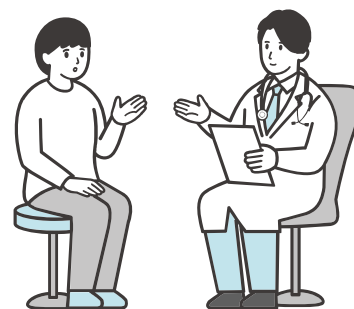
※聴覚に障がいをお持ちの方は FAX 045-242-3808

## 「上手な医療のかかり方」にご理解とご協力をお願いします

### 1

#### 診療時間内の受診・病状説明にご協力をお願いします

- 夜間・休日は緊急性の高い重症患者や入院患者に対応する時間帯です。
- 安易な時間外受診が増えると、一刻を争う患者さんに充分対応できなくなります。緊急時以外は、平日・日中に受診しましょう。
- ご家族の病状説明は、平日・日中の診療時間内に受けていただくようご協力ください。



### 2

#### “いつもの先生”以外の医療スタッフの対応にご理解をお願いします

- 医療機関では、各職種の専門性を活かした“チーム医療”で医療の質を高めていく取組が始まっています。
- これまで、一人の主治医が対応するものとイメージされていた診療や病状説明、術後の対応などを別の医療スタッフが行うことがあります。



### 3

#### 身近な医療機関への受診や転院にご協力ください

- 医療機関には、それぞれの役割分担や得意分野があり、症状に応じた医療機関で受診することで、**より適切な医療を受けることができます。**
- 高度な医療を担当する医療機関に入院した場合でも、回復の状況に応じてより身近な医療機関に転院してリハビリを受けていただく場合があります。